

令和 6年第84号議案

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例（平成24年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表第53条の 2第 2項の項中「第53条の 2第 2項」を「第53条の 3第
2項」に改め、同表第 104条の 3第 2項（第 105条の 3において準用する場合
を含む。）の項中「第 104条の 3第 2項」を「第 104条の 4第 2項」に改め、
同表第 139条の 2第 2項（第 140条の13及び第 140条の15において準用する場
合を含む。）の項中「第 139条の 2第 2項」を「第 139条の 3第 2項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（抜すい）

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第 2 条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の 4の 2の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第53条の 3第 2 第53条の 2 項	2年間	2年間（第 1号に掲げる記録にあっては、 5年間）
(略)		
第 104条の 4第 第 104条の 3 2項（第 105条 の 3において準 用する場合を含 む。）	2年間	2年間（第 2号に掲げる記録にあっては、 5年間）
(略)		
第 139条の 3第 第 139条の 2 2項（第 140条 の13及び第 140 条の15において	2年間	2年間（第 2号に掲げる記録にあっては、 5年間）

準用する場合を含む。)		
(略)		